

|  |  |
|--|--|
| 1. 商品名   | 外貨定期預金   |
| 2. ご利用いただける方   | 国内預金取引のある個人および法人。<br>個人のお客さまの場合、未成年者の方はお取扱いできません。  |
| 3. 預金保険  | 外貨定期預金は預金保険の対象外です。   |
| 4. 商品概要  | 外貨定期預金とは、外貨預金(本邦通貨以外の外貨建の預金)のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。   |
| 5. 預入期間および満期時の取扱い  | 定型方式 1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年<br>[一般型] 満期日に継続または解約の手続をおとりください。<br>[自動継続型] 満期日にお利息を元金に組み入れて継続いたします。<br>(ただし、為替予約を締結された場合は期日解約となります。)  |
| 6. 預入方法等<br>(1) 預入方法<br>(2) 最低預入額<br>(3) 預入単位<br>(4) 預入通貨  | 一括預入です。<br>1千通貨単位<br>1補助通貨(セント)単位<br>米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドルです。   |
| 7. 払戻方法  | 満期日以降に一括して払戻しいたします。  |
| 8. 利息<br>(1) 適用利率<br>(2) 利払方法<br>(3) 計算方法<br>(4) 金利情報の入手方法 | 市場金利の動向に応じて決定し、店頭等に表示します。<br>お預入れ時の利率は満期日まで変わりません。<br>なお、自動継続型の場合は、継続日における当行所定の利率とします。<br>満期日以降に一括してお支払いいたします。<br>付利単位を1補助通貨単位とし、1年を365日とする日割計算をいたします。<br>金利につきましては、店頭またはホームページ上でご確認下さい。   |
| 9. 手数料および適用相場  | 円を外貨にする際(預入時)および外貨を円にする際(引出時)は手数料(例えば、1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円40銭、1オーストラリアドルあたり2円50銭、1ニュージーランドドルあたり2円55銭)がかかります(お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート(預入時)、TTBレート(引出時)をそれぞれ適用します。)<br><br>したがって、為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料(例えば、1米ドルあたり2円、1ユーロあたり2円80銭、1オーストラリアドルあたり5円、1ニュージーランドドルあたり5円10銭)がかかるため、お受け取りの外貨元利金の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。<br><br>外貨定期預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。<br>お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料が異なるため、詳しくは別表「外貨預金手数料一覧表」をご覧ください。 |
| 10. 中途解約時の取扱い  | 原則として中途解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、預入日から中途解約日までの適用金利は中途解約日における預金通貨と同じ通貨の外貨普通預金利率となります。  |
| 11. 付加できる特約事項  | [為替予約]<br>・期日までの間に1回だけ満期受取円貨額を確定するために、為替予約を締結することができます。<br>・為替予約の取消、変更はできません。また、為替予約をした外貨定期預金の中途解約はできません。  |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 12. 税金について            | <p>利子所得の課税は次のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客さま…源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。<br/>ただし、2013年1月1日以降は、復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。</li> <li>・法人のお客さま…総合課税となります。</li> <li>・マル優のお取扱いはできません。</li> </ul> <p>為替差益への課税は次のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人のお客さま…総合課税</li> <li>・個人のお客さま…為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。</li> </ul> <p>詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。</p> |
| 13. その他参考となる事項        | <p>全店でお取扱いいたします。(ただし、北勢市場支店は取次扱いとなります。)<br/>ご契約前は、契約締結前交付書面をよくお読み下さい。</p>   |
| 14. 当行が契約している指定紛争解決機関 | <p>一般社団法人全国銀行協会      連絡先 全国銀行協会相談室<br/>電話番号 0570-017109      または 03-5252-3772</p>   |

(2012年10月31日現在)

